

# 令和２年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領

令和２年４月１日

令和２年７月２１日改訂

一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「安全装置等導入促進助成金交付要綱」（以下「全ト協交付要綱」という。）に基づき、東ト協会員事業者の安全装置等導入促進に関し適正な運営を図るため、下記のとおりに取り次ぎ実施要領を定める。

## １．実施期間

受付期間は、令和２年４月１日から令和２年９月３０日までとする。

ただし、上記期間内であっても東ト協分の交付限度総数に達した場合には、その時点で受付終了とする。（※東ト協ホームページ等で事前に周知する。）

## ２．助成額

車両に取り付けた装置１台につき ２万円を上限として、装置取得価格（取付工賃及び消費税を除いた実費価格）の１／２までとする。

## ３．助成対象装置台数

１ 会員事業者につき３０台分まで（合計額最大６０万円まで）とする。

また、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上記台数または、会員名簿に登録された車両台数に装着できる装置台数のいずれか少ない台数までとする。

（東ト協分の交付限度総数 ６１４台）

但し、東ト協分の交付限度総数に達した時点で受付終了とする。

## ４．助成対象要件

### １）助成対象車両

（１）東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

（２）ただし、東ト協定款に定める普通会员及び副会員にあっては、上記（１）を満たさない装置装着対象車についても、使用の本拠が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

### ２）助成対象期間

（１）令和２年４月１日から令和２年９月３０までに対象装置の導入（装着）を完了し、かつ当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。

（２）令和２年１０月１日から令和３年３月３１日の間に導入（装着）したのは、助成金交付請求の対象外とする。

## 5. 助成対象装置

助成対象の装置は、次に掲げる通りとし、全ト協が認めた装置とする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- 1) 「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ)
  - (1) 後退時の後方視野が確保できること。
  - (2) 運行時(前進も含む)において後方視野が確保できること。
  - (3) 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。
- 2) 「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ)
  - (1) 車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り補助対象とする。
  - (2) 既存の上記1)「後方視野確認支援装置」に後付け装着する場合は、側方カメラ単体の取得価格の1/2(上限2万円)を助成する。
  - (3) 新たに上記1)「後方視野確認支援装置」との一体型を導入する場合には、取得価格総額の1/2(上限4万円)を助成する。
- 3) 「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」
  - (1) 国土交通省の技術指針に適合しているものとする。
- 4) 「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」
  - (1) 安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)であること。
  - (2) 通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。

## 6. 申請方法・申請書類等

- 1) 下記の申請様式①から⑤に、添付書類⑥から⑨を添えて、東ト協会長宛に提出すること。
  - (1) 申請様式
    - ①「安全装置等導入促進助成金 交付請求書」(様式1)
    - ②「安全装置等導入内訳書」(様式2)
    - ③「安全装置等装着証明書」(様式3)

「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の場合は、様式3に代えて**納品書の写し**を提出すること。
    - ④「誓約書」(様式4)

本助成事業の申請をする場合は、国の安全装置の補助事業を受けていないことが条件となるため、国の補助事業を受けていない(受けない)ことを確認するため、提出が必要となる。
    - ⑤「確認書」(様式7)

上記4.1)(2)に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合、当該車両の使用の本拠に位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

(※東京都を使用の本拠としない車両。)

## (2) 添付書類

### ⑥ 対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」

※「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は車両に設置する機器ではないが、助成上限、使用場所等の確認のため、主に装置を使用する車両の自動車検査証の写しを提出する。

### ⑦ 購入の場合には、対象装置購入の「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」（車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」を別途添付すること）。リースの場合には、「リース契約書の写し」（自動車登録番号または車台番号が記載されたもの）。

### ⑧ 取付工賃及び消費税を除いた対象装置の実費価格がわかる「見積書」、「請求内訳書」などの写しを添付する。

### ⑨ 側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）を取り付けた「写真（の写し）」。

この装置を装着申請する場合には、左側方カメラを設置した状況が確認できる写真（の写し）を添付すること。

### ⑩ Gマーク認定事業所認定書の写し

「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」を申請する場合のみに添付すること。

2) 東ト協は、会員事業者から上記1)の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。

3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。

## 7. 助成金を受けた装置の処分・取扱い

1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該装置を装着した日から1年を経過するまでの期間は、「処分」（譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保）をしてはならない。

但し、あらかじめ、「装置等処分承認願」（様式5）を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。

2) 会員事業者から上記 様式5の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「装置等処分承認通知書」（様式6）を発行し、同承認を全ト協へ報告する。

## 8. 申請様式等

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1) 安全装置等導入促進助成金 交付請求書 | (様式1) |
| 2) 安全装置等導入内訳書         | (様式2) |
| 3) 安全装置等装着証明書         | (様式3) |
| 4) 誓約書                | (様式4) |
| 5) 装置等処分承認願           | (様式5) |
| 6) 装置等処分承認通知書         | (様式6) |
| 7) 確認書                | (様式7) |

## 9. 報 告

東ト協は、安全装置等導入促進助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以 上

### ※ 本助成事業の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618